

消食表第 131 号  
食安監発 0327 第 4 号  
平成 24 年 3 月 27 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

消 費 者 庁 食 品 表 示 課 長

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

#### 容器包装詰低酸性食品等に関するボツリヌス食中毒対策について

標記については、平成 11 年 8 月 30 日付け衛食第 120 号（以下「衛食第 120 号通知」という。）及び平成 20 年 6 月 17 日付け食安基発第 0617003 号・食安監発第 0617003 号にて、食品等事業者に対して周知及び指導をお願いしてきたところですが、本年 3 月 26 日付け事務連絡のとおり、気密性のある容器包装詰め<sup>1</sup>の要冷蔵食品が原因と疑われるボツリヌス食中毒が発生しています。

当該事例でのボツリヌス毒素検出食品の入手の経路や時期は不明であり、賞味期限、保存状況も調査中ですが、一方、当該食品の表示について一括表示欄には要冷蔵の記載があるものの、衛食第 120 号通知にて事業者等への指導をお願いしている容器包装のおもて面への冷蔵を要する食品である旨の表示はないとの報告を受けています。

つきましては、衛食第 120 号通知の趣旨を踏まえ、気密性のある容器包装詰め<sup>1</sup>の要冷蔵食品については、要冷蔵食品であることが消費者等に明確に分かるように、容器包装のおもて面に冷蔵を要する食品である旨の文字をわかりやすい大きさ（概ね 20 ポイント以上）で、色彩、場所等を工夫して表示するよう、食品等事業者に対して指導の徹底をよろしく願います。

併せて、食品等事業者に対して、平成 20 年 6 月 17 日付け食安基発第 0617003 号・食安監発第 0617003 号に示す方法での殺菌又は冷蔵（10° 以下）保存等によるボツリヌス食中毒防止対策について、改めて周知及び指導方よろしく願います。

消費者へのボツリヌス食中毒に関する一層の注意喚起についてよろしく願います。